

平成二十年四月二日提出  
質問第二五二号

後期高齢者医療制度に関する質問主意書

提出者 岡本充功

## 後期高齢者医療制度に関する質問主意書

平成二十年四月から後期高齢者医療制度が創設され様々な疑問と懸念を生んでいる。医療費抑制策をとる政府は今後この医療制度により医療提供を制限するのではないかとの疑念も生じている。

従って、次の事項について質問する。

一 後期高齢者医療制度の保険料について、今回の制度改正によって、保険料の年額が平成十九年度より高くなる後期高齢者の人数如何。また世帯数如何。さらに負担増の最大はどここの市町村で、どのような収入を得ている高齢者となるのか回答を求める。調査をしていないのであればその理由如何。

二 平成二十年三月二十八日厚生労働委員会において政府参考人は、必要かつ適切な医療を後期高齢者にも提供すると答弁している。この場合の後期高齢者への適切な医療とは若年者に対する適切な医療と差異が生じることもあり得るとの解釈か見解如何。あるとすれば具体的にはどのような差異と考えるのか回答を求める。

三 後期高齢者は一般的に若年者より生命予後不良であり、また医療費が高額となることが多いが生命予後や必要となる医療費で適切な医療を区分することに對する見解如何。若年者と比較した生命予後や必要と

なる医療費をもって保険医療の内容を年齢で区分することを中央社会保険医療協議会に諮問することはあり得るのか回答を求めらる。

右質問する。